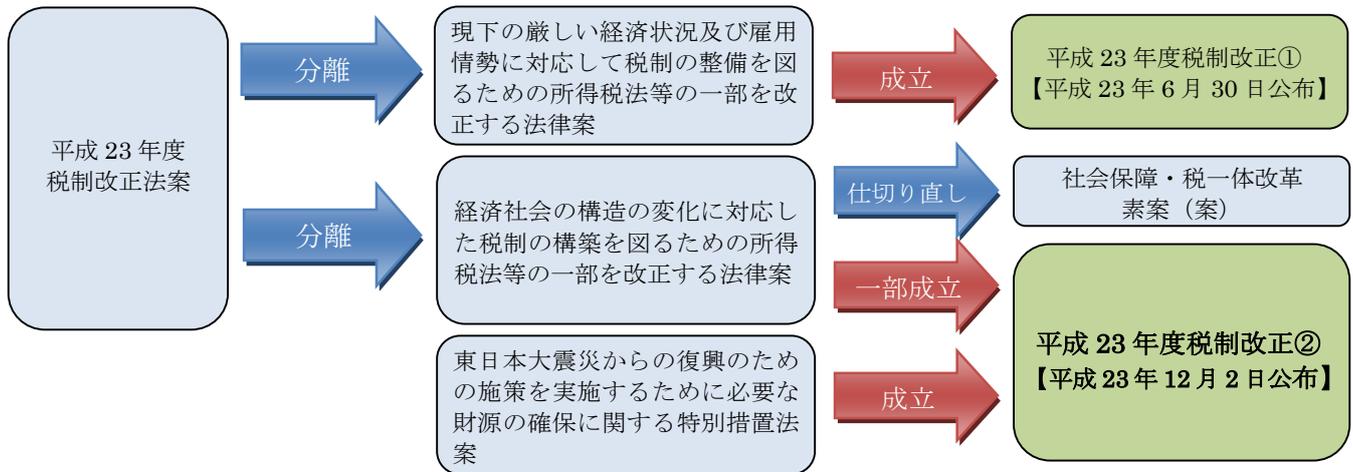

今月のテーマ 平成23年度税制改正②

平成23年度税制改正は、東日本大震災や、いわゆるねじれ国会の等の影響もあり、通常とは異なる複雑な経緯で改正がされています。2回の改正のうち、今回は平成23年11月30日成立、12月2日公布された2つの改正法について、改正項目を列挙いたします。なお紙面の都合上、すべての改正項目を記載しているわけではなく、また国税についての改正事項の記載のみとなっています。

(平成23年6月22日成立、6月30日公布された改正法については、Higuchi-Tax News 2011年7月号 No.019 を参照ください。)

1. 平成23年度税制改正の経緯



2. 国税通則法の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
国税通則法	税務調査手続きの見直し	—	税務調査の開始時に原則として事前通知を行う(明文化)	なし	平成25年1月1日以後の調査
		—	税務調査の終了時点においても、更正、決定等をしない場合にはその旨を記した書面により通知(明文化)	なし	
	更正の請求期限の延長	有利	5年(贈与税は6年)	1年	平成23年12月2日以降に申告期限が到来する国税
	増額更正期間の延長	不利	5年	3年	

3. 所得税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
所得税	復興特別所得税	不利	原則として、所得税の額×2.1% (平成25年～平成49年分の所得税)	—	平成25年分以後の所得税
	定率法の償却率	不利	定率法の償却率＝定額法の償却率の200% ※ただし、経過措置が設けられる	定率法の償却率＝定額法の償却率の250%	平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産
	申告要件の規定がある制度の見直し	有利	下記の規定は、申告要件を削除する ・給与所得者の特定支出制度の特例 ・資産の譲渡代金が回収不能になった場合等の所得計算の特例 ・純損失、雑損失の繰越控除 ・外国税額控除 など	原則として、これらの規定は確定申告にこの適用を受ける旨、金額等を記載した場合に限り適用する。 つまり、確定申告書を提出しなかった場合や確定申告書にその記載がなかった場合等には、修正申告や更正の請求では受けることができない。	平成23年分以後の所得税

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
所得税	当初申告書の記載金額上限の見直し	有利	下記の規定は、当初の申告書に記載した金額を上限とする措置を廃止する ・青色申告特別控除 ・電子申告特別控除	確定申告書に記載した金額を上限とする。 つまり、修正申告や更正の請求において、確定申告に記載した金額以上は適用できない	平成23年分以後の所得税

4. 相続税・贈与税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
相続税	申告要件の規定がある制度の見直し	有利	配偶者に対する相続税額の軽減の規定は、申告要件を削除する	原則として、これらの規定は確定申告にこの適用を受ける旨、金額等を記載した場合に限り適用する。 つまり、確定申告書を提出しなかった場合や確定申告書にその記載がなかった場合等には、修正申告や更正の請求では受けることができない。	平成23年12月2日以後の相続等・贈与
贈与税		有利	贈与税の配偶者控除の規定は、申告要件を削除する		

5. 法人税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期	
法人税	税率	有利	普通法人＝25.5% 中小法人等＝19%(800万円以下は15%) 公益法人、協同組合等＝19%(800万円以下は16%)	普通法人＝30% 中小法人等＝22%(800万円以下は18%) 公益法人、協同組合等＝22%(800万円以下は19%)	平成24年4月1日以後に開始する事業年度	
	復興特別法人税	不利	原則として、法人税の額×10% (平成24年4月1日～平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から3年間)	—		
	定率法の償却率	不利	定率法の償却率＝定額法の償却率の200% ※ただし、経過措置が設けられる	定率法の償却率＝定額法の償却率の250%	平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産	
	欠損金等の繰越控除金額	不利	中小法人等以外の法人については、控除限度額は、控除前の所得金額×80%とする	控除限度額は、控除前の所得金額とする	平成24年4月1日以後開始事業年度	
	繰越欠損金等の控除期間	有利	繰越控除期間＝9年	繰越控除期間＝7年		
	貸倒引当金制度の適用法人	不利	中小法人や銀行・保険会社等に限定 ※上記以外の法人には経過措置あり	すべての法人		
	貸倒引当金の割増率	不利	112%(公益法人等・協同組合等のみ)	116%(公益法人等・協同組合等のみ)		
	一般寄付金の損金限度額	不利	(資本金等の額×0.25%＋所得金額×2.5%)×1/4	(資本金等の額×0.25%＋所得金額×2.5%)×1/2		
	申告要件の規定がある制度の見直し	有利	下記の規定は、申告要件を削除する ・受取配当等の益金不算入制度 ・外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度 ・国、指定寄付金等の寄附金の損金算入制度 ・所得税額控除、外国税額控除 など	原則として、これらの規定は確定申告にこの適用を受ける旨、金額等を記載した場合に限り適用する。 つまり、確定申告書を提出しなかった場合や確定申告書にその記載がなかった場合等には、修正申告や更正の請求では受けることができない。		平成23年12月2日以後に申告期限が到来する法人税
	当初申告書の記載金額上限の見直し	有利	下記の規定は、当初の申告書に記載した金額を上限とする措置を廃止する ・試験研究を行った場合の特別税額控除 ・中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除 ・雇用者の数が増加した場合の特別税額控除 など	確定申告書に記載した金額を上限とする。 つまり、修正申告や更正の請求において、確定申告に記載した金額以上は適用できない		